

付表 2 - 1 地方財政に係る健全化判断比率

		早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	都道府県：3.75% 市区町村：財政規模に応じ 11.25%～15%	都道府県：5% 市区町村：20%
	連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	都道府県：8.75% 市区町村：財政規模に応じ 16.25%～20%	都道府県：15% 市区町村：30%
	実質公債費比率 (公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率)	都道府県・市区町村：25%	都道府県・市区町村：35%
	将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	都道府県・政令市：400% 市区町村：350%	-

- (備考) 1. 総務省公表資料により作成。  
 2. 連結実質赤字比率の財政再生基準は、3年間(平成21年度～平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%・25%・20%、市区町村は40%・40%・35%)を設けている。  
 3. 上記4つの健全化判断比率のほか、公営企業会計ごとに「資金不足比率」(資金の不足額の事業規模に対する比率)の公表が義務づけられており、20%が経営健全化基準(早期健全化基準に相当する基準)となっている。